第２条（用語の定義）

建築物について（別棟取り扱い）

１．用途上不可分な建築物が開放性のある通路で接続されている場合

開放性のある通路が、次の（１）～（６）のすべてに該当する場合、その部分を独立した建築物とする。

（１）他の建築物の部分とは、エキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法で接続している。

（２）通行の用にのみ供する。（屋内的用途に供しない。）

（３）平屋建てである。

（４）主要構造部が準耐火構造であるか、または不燃材料で造られている。

（５）外壁（腰壁を除く。）を有さず、外気に有効に開放されており、床面積が発生しない。

※床面積の算定は、吹きさらしの廊下の算定による。

（６）通路の幅員（Ｗ）と通路の延長（Ｌ）との関係はＷ≦ＬかつＷ≦４ｍ。

※なお、令第５章の避難規定については、各々の建築物内で完結していること。

２．用途上不可分な建築物の庇等が重なっている場合（１に該当しない場合）

同一敷地内にある二以上の建築物の庇等が重なる場合で、次の（１）及び（２）に該当するものは、それぞれ独立した建築物とする。

（１）庇が不燃材料でふかれており、相互に接する部分がない。

（２）庇部分は２面が十分に外気に開放されている。

〔運用（下図参照）〕

① 塗りつぶし部分は一の内部空間とみなして法（令第３章構造強度除く）を適用する。ただし、図中のＬ１、Ｌ２が有効２ｍ以上、かつｈが有効0.8ｍ以上確保されている場合、または一戸建ての住宅（延べ面積の１／２以上を居住の用に供し、かつ居住の用に供する以外の部分の床面積の合計が５０㎡以内のものを含む）を除く。

② 延焼のおそれのある部分の扱いについては、建築物１，２間の中心から発生するものとする。

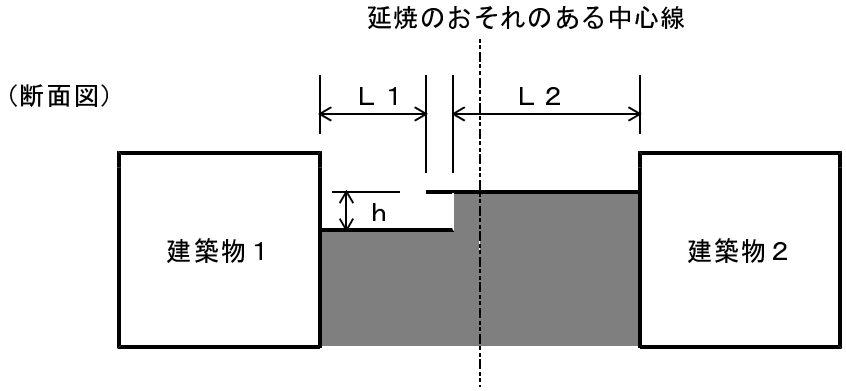

＜制定年月日＞平成２５年６月１８日